

○ 特定目的信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十二号）

改正後	改正前
<p>(資産の評価) 第五条 (略) 2～5 (略) 6 次に掲げる資産については、計算期間の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。</p> <p>一 (略) 二 市場価格のある資産（満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券をいう。）を除く。） 三 (略)</p>	<p>(資産の評価) 第五条 (略) 2～5 (略) 6 次に掲げる資産については、計算期間の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。</p> <p>一 (略) 二 市場価格のある資産（満期保有目的の債券を除く。） 三 (略)</p>